

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規
程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部を改正する訓令
(案)

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程（平成18年川崎市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「教育機関に勤務する職員」の次に「（学校給食センターに勤務する学校栄養職である職員を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年8月29日から施行する。

制 定 理 由

学校給食センターの新設に伴い、学校給食センターに勤務する学校栄養職である職員については、川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の適用除外とするため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程 平成18年3月31日教委訓令第4号</p>	<p>○川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程 平成18年3月31日教委訓令第4号</p>																
<p>(川崎市職員の人事評価に関する規程の準用)</p>	<p>(川崎市職員の人事評価に関する規程の準用)</p>																
<p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第1項の規定に基づき実施する職員に対する人事評価（以下「人事評価」という。）に関し、川崎市教育委員会の任命に係る一般職の職員（以下「職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員については、川崎市職員の人事評価に関する規程（平成18年川崎市訓令第9号。以下「市職員人事評価規程」という。）の規定を準用する。</p>	<p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第1項の規定に基づき実施する職員に対する人事評価（以下「人事評価」という。）に関し、川崎市教育委員会の任命に係る一般職の職員（以下「職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員については、川崎市職員の人事評価に関する規程（平成18年川崎市訓令第9号。以下「市職員人事評価規程」という。）の規定を準用する。</p>																
<p>(1) 教育委員会事務局に勤務する職員。ただし、学校栄養職である職員を除く。</p>	<p>(1) 教育委員会事務局に勤務する職員。ただし、学校栄養職である職員を除く。</p>																
<p>(2) 教育機関に勤務する職員（<u>学校給食センターに勤務する学校栄養職である職員を除く。</u>）。ただし、市立高等学校に勤務する職員にあつては、事務職員、市立学校に勤務する職員にあつては、業務職員に限る。</p>	<p>(2) 教育機関に勤務する職員。ただし、市立高等学校に勤務する職員にあつては、事務職員、市立学校に勤務する職員にあつては、業務職員に限る。</p>																
<p>(読替え規定等)</p>	<p>(読替え規定等)</p>																
<p>第2条 前条の場合において、市職員人事評価規程中「市長」とあり、「局長」とあり、及び「総務企画局長」とあるのは、「教育次長」と、同規程中「市長の事務部局」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。</p>	<p>第2条 前条の場合において、市職員人事評価規程中「市長」とあり、「局長」とあり、及び「総務企画局長」とあるのは、「教育次長」と、同規程中「市長の事務部局」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。</p>																
<p>2 市職員人事評価規程第4条の規定にかかわらず、前条第2号ただし書に規定する職員については、人事評価における1次評価者及び2次評価者並びに確認者に関し、次の表を適用する。</p>	<p>2 市職員人事評価規程第4条の規定にかかわらず、前条第2号ただし書に規定する職員については、人事評価における1次評価者及び2次評価者並びに確認者に関し、次の表を適用する。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者の区分</th> <th>1次評価者</th> <th>2次評価者</th> <th>確認者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立学校に勤務する業務職</td> <td>教頭</td> <td>校長</td> <td>教育次長</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者の区分	1次評価者	2次評価者	確認者	市立学校に勤務する業務職	教頭	校長	教育次長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者の区分</th> <th>1次評価者</th> <th>2次評価者</th> <th>確認者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立学校に勤務する業務職</td> <td>教頭</td> <td>校長</td> <td>教育次長</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者の区分	1次評価者	2次評価者	確認者	市立学校に勤務する業務職	教頭	校長	教育次長
被評価者の区分	1次評価者	2次評価者	確認者														
市立学校に勤務する業務職	教頭	校長	教育次長														
被評価者の区分	1次評価者	2次評価者	確認者														
市立学校に勤務する業務職	教頭	校長	教育次長														

改正後					改正前				
員（高等学校に勤務する用務に従事する職員を除く。）					員（高等学校に勤務する用務に従事する職員を除く。）				
一般事務職、高等学校に勤務する用務に従事する業務職員	事務長	副校長又は教頭	教育次長		一般事務職、高等学校に勤務する用務に従事する業務職員	事務長	副校長又は教頭	教育次長	
事務長	副校長又は教頭	校長	教育次長		事務長	副校長又は教頭	校長	教育次長	
備考 事務長とは、一般事務職のうち当該補職名を補せられた者をいう。					備考 事務長とは、一般事務職のうち当該補職名を補せられた者をいう。				
(以下 略)					(以下 略)				